

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 旅費等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が、本協会に関わる業務に当たる役員等に支給する旅費等に関して必要な事項を定め、本協会の円滑な運営に資するとともに予算の適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 定款第21条に定める役員及び常任委員、委員会スタッフ、職員並びに常務理事会において必要と認めた者をいう。
- (2) 旅費等 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料をいう。
- (23) 出張 役員等が本協会に関わる業務のため、自宅又は本協会事務局から目的地まで旅行することをいう。
- (34) 命令権者 役員等に対し、旅行命令を発する権限を有する者をいう。

(旅費等の支給)

第3条 役員等が出張した場合には、当該役員等に対し、予算の範囲内において、旅費等を支給する。

(命令権者)

第4条 命令権者は、会長とする。ただし、委員会委員については当該委員会委員長が、職員については事務局長が、それぞれ命令することができる。

(旅行命令)

- 第5条 役員等の出張は、命令権者の旅行命令によって行わなければならない。
- 2 命令権者は、旅行命令を発し、又は変更する場合には、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
 - 3 前項の旅行命令簿には、必要に応じ、次条第2項ただし書及び第4項並びに第7条に規定する事項について記載するものとする。

(旅費等の種類及び金額)

第6条 旅費等の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じた旅客運賃等により普通運賃を支給する。
ただし、特別急行料金を徴する路線による旅行の場合には、特別急行料金を支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、旅程に応じた旅客運賃等により普通運賃を支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、旅程に応じた旅客運賃等により普通運賃を支給する。
ただし、市中に格安料金のチケットがあるときには、可能な限りこれを利用しなければならない。
- 5 車賃は、陸路旅行について、旅程に応じた旅客運賃等により普通運賃を支給する。
- 6 国内日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たり3,000円を上限として支給することができる。
- 7 国内宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、原則実費とし、1夜当たり20,000円を上限として支給する。
- 8 外国旅行の場合の宿泊料については、別表に則るが宿泊地の物価水準等を勘案して専務理事が支給額を決定する。
- 9 外国旅行の場合にあつては、本条第1項に規定するもののほか、旅券発給その他、外国旅行に必要な諸手続及び傷害保険の加入に要する費用相当額を支給する。ただし、機内泊については、宿泊料を支給しない。
- 10 事務局長は、本条の適用に関し、経路の決定、予約の確保、航空券の購入その他、旅行者の便宜を図るように努めなければならない。

(旅費等支給の特例)

- 第7条 公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の上部団体から補助金等の助成を受けて行う事業により出張する場合の旅費等については、補助事業交付基準等に特段の定めがある場合には、前条の規定にかかわらず補助事業交付基準等に定めるところによる。
- 2 本協会と都道府県山岳連盟(協会)及び公益財団法人全国高等学校体育連盟登山専門部等(以下「加盟団体」という。)が共催して実施する事業については、当該共催事業の実施に当たり経費の負担割合等を定めた場合についても同様とする。
 - 3 加盟団体等からの派遣要請に基づいて役員等を派遣する場合の旅費等は、原則として本協会からは支給しない。

(補 則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 社団法人日本山岳協会旅費規程（平成 16 年 5 月 30 日施行）は、廃止する。
- 2 この規程は、平成 28 年 8 月 27 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 11 月 12 日一部改定